

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

板野町長 玉井孝治

市町村名 (市町村コード)	板野町 (36404)	
地域名 (地域内農業集落名)	栄地区 (古町、本村、中央、香殿、小原、栄寿、神ノ木東、神ノ木西、真弓、栖養、北地、当部、東部、日出家、一才、民富地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者が定まっていない耕作面積の方が21.1ha少なく、現状受け手の面積は満たされているが、今後高齢化による農地の遊休化も想定されるため更なる農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・認定農業者56、認定農業者法人6、認定新規就農者1の合計63経営体を中心となり農地を利用し、話し合いにより集積・集約を促進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	245 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	245 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の農地の集積・集約を目指し、地域全体の農地の貸し借りについて農地中間管理機構へ登録を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の必要に応じて、基盤整備に関する事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域全体で後継者の育成に努めていくと共に、新規就農者の促進を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。併せて、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業受託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○鳥獣被害防止対策

・猟友会と協力し鳥獣捕獲を継続すると共に、侵入防護柵が未整備の地域においては整備を進めていく。

○保全・管理等

・唐園・西中富地区にて多面的機能支払交付金事業を活用し地域資源の保全・管理を行っている。引き続き地域の共同活動を通じ、地域資源について保全・管理を推進していく。